

日医発第 1776 号（保険）
令和 6 年 1 月 9 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
細川 秀一
（公 印 省 略）

令和 6 年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

令和 6 年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の事務について、厚生労働省労働基準局補償課長より示されましたのでご連絡申し上げます。

概要としては、今回の被災により診療録等が滅失又は破損した場合、通常の手続による請求を行う方法のほか、特例による請求を選択することが可能となります。

特例による請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、添付資料内の別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和 5 年 12 月診療分）」に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長にご提出いただくこととなります。特例請求額の算出方法等につきましては添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上、詳細につきましては添付資料をご確認ください。

<添付資料>

- ・ 令和 6 年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて
（令 6. 1. 5 基補発 0105 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長）

基 補 発 0105 第 1 号
令 和 6 年 1 月 5 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 6 年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

自然災害が発生した場合の労災診療費等の請求の取扱いについては、令和 2 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号（一部改正：令和 5 年 9 月 22 日付け基発 0922 第 5 号）「自然災害時における労働基準関係行政の運営について」により、医療機関等における被災状況を勘案して必要と認められる場合、本省労働基準局補償課長からその措置について別途指示することとなっている。

今般、令和 6 年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の事務について、被災により診療録等が滅失若しくは棄損等し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関等に対し、下記のとおり特例措置を講ずることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 令和 5 年 12 月診療分に係る労災診療費等の請求について

令和 6 年能登半島地震による被災により診療録等を滅失若しくは棄損等した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）に係る労災診療費等の請求の対応として、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：令和 4 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 34 号）「労災診療費算定基準について」の定めにかかわらず、下記 2 による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとする。

上記以外の場合については、下記 3 により労災診療費等の請求を行うものとする。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

- (1) 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診

療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出させること。この中で、当該指定医療機関等の令和5年12月の入院、外来別の診療実日数を記入させること。

なお、提出の期限については災害状況を踏まえ適宜対応されたい。

(2) 特例請求額の算出方法

原則として、令和5年9月診療等分から令和5年11月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなる。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\frac{\text{令和5年9月～令和5年11月
入院分労災診療費等支払額}}{91 \text{ 日}} \times \text{令和5年12月の
入院診療実日数}$$

② 外来分

$$\frac{\text{令和5年9月～令和5年11月
外来分労災診療費等支払額}}{73 \text{ 日}} \times \text{令和5年12月の
外来診療実日数}$$

(3) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって令和5年12月診療分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

令和5年12月診療分（令和6年1月提出分）に係る診療費請求書等の提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

また、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

なお、労災診療費、薬剤費及び訪問看護費用の算定は、従前どおり、労災診療費算定基準に定められているものを除き、健康保険の取扱いに原則準拠することから、令和6年能登半島地震の被災に伴う診療報酬等の取扱いについても、原則準拠して取り扱うこと。

4 その他

- (1) 特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。
- (2) 指定医療機関等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という。）において診療等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した指定医療機関等との間に、場所的近接性、診療体制等から指定医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を指定医療機関等における療養の給付として取り扱って差し支えないこと。
- (3) 本件取扱いについては、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和5年12月診療分）

令和6年1月5日付け基補発0105第1号「令和6年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の令和5年9月から令和5年11月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

令和6年__月__日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号_____

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 (—)

住所(所在地)

名 称 _____

責任者氏名 _____

電話番号 (— —)

_____労働局長 殿

令和5年12月の診療実日数

【入院・外来別診療実日数】

(外来診療実日数)

12月分__日間

(入院診療実日数)

12月分__日間